

令和6年度 第2回精華町入札監視委員会 議事概要

日 時	令和6年11月13日(水) 10時00分～12時00分	
場 所	精華町役場 庁舎5階 501・502会議室	
出席委員	委員長 安保 嘉博(弁護士) 委員 川勝 健志(京都府立大学教授) 委員 横田 慎一(公認会計士) ※川勝委員については、Web会議システムにより参加	
議 事 概 要	1. 開会 2. 議事 1) 入札及び契約手続の運用状況等について 2) 抽出案件に関する入札経緯等について 3) 次回抽出委員の選出について 3. その他 4. 閉会	
審議対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日	
審議対象件数	[工事] 41件	
内 訳	一般競争入札	39件
	指名競争入札	0件
	随意契約	2件
抽出案件	11件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○抽出案件に関する入札経緯等について 具申すべき特段の意見はない。なお、各委員から出された質問・意見について今後の入札契約事務において参考にされたい。	

2 議事

1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
○資料4について、どの段階で業者は辞退したのか。	○入札書を提出されるまでの間に辞退された。

<p>○入札調査監視委員会が、本案件を調査対象とした理由は。</p>	<p>○精華町入札調査監視委員会の設置等に関する要綱に調査基準が規定されており、落札率が95%以上となったものを高落札として落札決定を保留し、調査を行うこととしている。</p>
<p>○入札調査監視委員会では、どのような調査をしているのか。</p>	<p>○調査対象業者に来庁いただき、事情聴取を行う。基本的には、落札候補者を対象とするが、他の入札参加者にも事情聴取が必要であれば、来庁いただく。</p>
<p>○調査手順などマニュアルはあるのか。</p>	<p>○マニュアルは無いが、調査権限の範囲内で実施している。</p>

2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①令和6年度 水道施設植栽管理等業務委託

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○4者が最低制限価格で抽選となっていることについて、この結果の分析は。</p>	<p>○本案件は、積算基準が公表されており、例年から継続して発生している業務であり、積算の結果、最低制限価格に並んだものと考えている。</p>
<p>○もう少し安い金額で落札してもらえよう、中央公契連モデルを採用しなくてもいいのでは。</p>	<p>○ダンピング受注を防止するため、中央公契連モデルを採用している。最低制限価格を町独自に設定する場合、物価高騰や算出金額の妥当性の判断が必要となり、それは難しい。</p>
<p>○積算の結果、抽選により落札者が決まることへの不満の声は、業者から無いのか。</p>	<p>○変動型の最低制限価格を導入していた時は、適正に積算していても最低制限価格が変動するため、落札できないとの声があった。現在は、適正に積算していれば抽選対象になるということで不満の声は聞かない。</p>

②令和6年度 都市公園施設長寿命化対策工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○予定価格の対して、遊戯施設の購入代の占める割合は。</p>	<p>○7割以上となっている。</p>

別紙

<p>○遊戯施設の購入代をどのように積算しているのか。</p> <p>○見積は1者からしか徴取しないのか。メーカーが複数社いるならば、複数社から見積を徴取すべきだと思うが、どうか。</p>	<p>○現状ある遊戯施設の更新が原則であり、類似の遊戯施設を複数選定し、地元要望に合致した遊戯施設のメーカーから徴取した参考見積を採用している。</p> <p>○ブランコや鉄棒など一般的な製品の場合は、複数社から参考見積を徴取し、最も安価なものを採用しているが、特殊な遊戯施設の場合は、その遊戯施設を製作しているメーカーから参考見積を徴取したものを採用している。</p>
--	---

③令和6年度 舗装計画修繕工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○本案件も最低制限価格で抽選となっているが、積算が比較的容易であったのか。</p>	<p>○そのとおりです。</p>

④令和6年度 下狛ポンプ場ガスタービンエンジン改修工事

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○予定価格はどのようにして積算したのか。</p> <p>○特命随意契約の理由について、他の業者では整備調整が困難であるということを確認しているのか。他の業者が整備することで不具合が生じる、または保証が切れてしまう等、何か理由はあるのか。</p> <p>○落札業者は製造・設置業者であり、定期的なメンテナンスをお願いしていることから、特命随意契約は合理的・効果的であると思う。今後も特命随意契約を行うことも考えられるが、この業者しか対応不可能になってしまうと倒産等した場合にどうするのかという問題があり、リスクヘッジをしておく必要がある。</p>	<p>○国の積算基準と材料部品の参考見積により積算した。</p> <p>○確認はできていないが、おそらく他の業者が落札しても契約業者から部品を仕入れて設置できるのかというところである。今回は、突発的に発生した修繕であるため特命随意契約としたが、計画的な修繕であれば別の契約方法の検討余地はあると考えている。</p> <p>○現状、リスクヘッジは出来ていないが、重要なことであるという認識をもっている。</p>

⑤令和6年度 東光小学校第2期便所改修工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○予定価格を事前・事後公表とする基準は。</p> <p>○本案件は、最低制限価格と同額にならなかった点についての分析は。</p> <p>○本案件を分離・分割発注せず、一括発注とした理由は。工期等も関係しているのか。</p>	<p>○令和2年から予定価格が5,000万円以上の土木一式工事の中から選定しており、令和5年度からは土木一式工事と併せて、予定価格が5,000万円以上の建築一式工事の中から選定し、試行を実施している。</p> <p>○本案件は建築工事であり、見積による価格が多くを占めている。積算は、設計業務において3者からの見積を徴取し、安価なものを採用している。工事価格全体で見積の占める割合が多くなっているため、積算が難しかったと考えている。</p> <p>○学校施設の中の便所といった限られた空間であり、新設ではなく改修であることから、分離・分割発注すると統制や工事の整合性が取りにくいことから一括発注とした。また、学校ということで、夏休みの期間に音の出る解体・撤去が必要であるといった時期的制約も関係している。</p>

⑥令和6年度 精華南中学校第2期便所改修工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○予定価格が事後公表の試行基準に当てはまっているが、事前公表とした理由は。</p> <p>○⑤の案件では入札参加者が4者、本案件は1回目不落となり、2回目に入札参加者が3者であった。この2件の差の分析は。</p>	<p>○本案件は、1回目に不落となったため、2回目の入札公告となっている。1回目の入札時は予定価格を事後公表で執行した結果、不落となったため、2回目は予定価格を事前公表で実施した。</p> <p>○建築工事の過去の傾向からみると、予定価格を目安に積算されている傾向がある。予定価格が事後公表であると目安がわからず、業者間で入札価格にバラつきが出やすい。</p> <p>本案件は予定価格が事前公表であるため、積算された中で、予定価格を目安に最低制限</p>

<p>○⑤と⑥の1回目は予定価格が事後公表であり、その結果、最低制限価格に張り付くことや抽選が避けれているということから健全な入札になっていると考える一方で、予定価格を超過するといった入札まであることから、この入札参加者の積算能力をどのように評価しているのか。</p> <p>○予定価格が事後公表の結果を少し長い期間で注視しておく必要があり、また、不落となるような入札では、積算能力という観点も注視しておく必要がある。</p>	<p>価格を計算で算出されている可能性がある。</p> <p>○建築工事は⑤でも説明した通り、積算が難しいものとなっている。各業者で得意・不得意な業種があると聞いており、見積価格に差が出ている。入札参加者は適正に積算をされている中で、最低制限価格を計算で算出された結果も踏まえ、入札価格を決定されていると考えている。</p>
---	--

⑦令和6年度 東光小学校複合遊具設置工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○辞退した業者の理由は。</p>	<p>○1者は手持ち工事制限に該当、残りの2者は予定価格に対し遊具メーカーによる割合が高く、手間がかかるわりに利益率が低いということで辞退された。</p>

⑧令和6年度 精華町庁舎照明器具LED化工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○本案件は電気工事なので、予定価格が事前公表ということか。</p> <p>○電気工事について、予定価格を事後公表とすることは考えているのか。</p>	<p>○そのとおりです。</p> <p>○予定価格の事後公表は、ある程度の入札参加者がいることや案件数等を考慮し、試行対象を決めている。電気工事は案件数が少ないことから、現状、予定価格の事後公表は考えていない。</p>

⑨令和6年度 精華町防災保健センター新築工事（建築工事）

…一般競争入札

⑩令和6年度 精華町防災保健センター新築工事（機械設備工事）

…一般競争入札

⑪令和6年度 精華町防災保健センター新築工事（電気設備工事）

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>※会議で3件の一括審議を決定した。</p>	

○町内業者にも仕事を与えられるよう入札参加要件を設定しているが、その方法をJV方式に限る必要は無いと思う。JV方式に限らざるを得ない理由は、一般競争入札を採用しているからだと思う。入札参加者を増やすことと町内業者に仕事をする機会を与えられるようにするには、総合評価制度でもいいのではないかと思う。そして、下請業者として町内業者に入ってもらふことを評価に加えるなど、試行的にしてみるのもありだと思う。

○⑨の建築工事について、予定価格を事前公表とした理由は。

○町内業者をJVの構成員としているのは、施工実績にすることができるからであり、下請けでは施工実績とならない。他の入札に参加するときに元請としての施工実績として使用できない。町内業者の育成の観点で施工実績となるようJV方式を採用しており、町外の入札にも参加できるよう考えている。

○本案件は、建築・機械設備・電気設備と分離発注を行っており、一体的に施工していく必要がある。⑥の精華南中学校の便所改修工事でもあったが、予定価格の事後公表では、事前公表に比べて不落のリスクが上がり、仮に建築工事が不成立となれば、機械設備と電気設備の工事を進めていくことが出来なくなってしまうことから、本案件の建築工事を試行対象とせず、成立可能性を考慮し、予定価格を事前公表とした。